

「行動援護従業者養成研修」受講者募集のお知らせ

6月開講コースのお知らせ

★障がい者（児）の外出をサポートする心強い味方として注目されています。

行動援護従業者とは、知的・精神障がいにより、常時介助を必要とする障がい者(児)に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護サービスを提供する有資格者のことです。これから知的・精神障がい者（児）に携わるお仕事をしたい方やご家族の介護に役立てたい方、障がい者福祉に興味をお持ちの方が受講されています。

★就職に有利になる可能性があります。

修了すると、知的障がい者、精神障がい者への行動援護サービスを提供する訪問介護事業所、障がい者支援施設（入所系サービス・通所系サービス）、障がい者グループホームなどで従事することができます。また、厚生労働省が進める行動援護特定事業所加算の配置要件の対象（加算対象）となるため、就職採用時に有利になる可能性があります。行動援護従業者として働く場合、平成30年4月1日から当研修の受講が必須となります。

★受講資格

受講資格は特にありません。介護関係の知識経験を問わず、幅広い年齢の方に受講いただけます。

★ケアサポート・スクールの行動援護従業者養成研修カリキュラム

○講義 (10時間)	1 強度行動障害がある者の基本的理解
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識
	3 強度行動障害のある者へのチーム支援
	4 強度行動障害と生活の組み立て
○演習 (14時間)	1 基本的な情報収集と記録等の共有
	2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解
	3 行動障害の背景にある特性の理解
	4 障害特性の理解とアセスメント
	5 環境調整による強度
	6 記録の基づく支援の評価
	7 危機対応と虐待防止
合計 24 時間 (研修全 4 日)	

※講師は、知的障害(児)・精神障がい者福祉施設での支援業務に経験豊富なキャリアを持ち、丁寧に関わりやすく指導いたします。

★研修日程 6月3日(日)、6月10日(日)、6月17日(日)、6月24日(日)

★受講料 38,000円(テキスト代・税込み) ※各種割引がご利用できます。

★研修修了の認定方法

指定された全日程を履修すれば、全カリキュラム終了後に、修了証明書を取得できます。試験はありません。

★お申込み方法 募集期間：5月5日より5月31日まで

直接お電話でお申込みください。ご質問などもお気軽にお電話ください。

ケアサポート・スクール 担当：栗田



(研修場所) 熊本市中央区新大江 1-19-27 TEL 096-362-6210